

令和 8 年 7 月 28 日
土 木 部 監 理 課

**県発注業務委託の現場事故について
指名停止措置を行いました**

上越地域振興局妙高砂防事務所発注の業務委託において、令和 8 年 7 月 1 日に関係者 1 名が負傷する現場事故を起こした企業に対して、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領により、下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

- 1 指名停止措置業者〔根拠条文〕
中央開発株式会社 （東京都） 〔措置要領第 2 条第 1 項〕
- 2 指名停止期間
令和 8 年 7 月 28 日から令和 8 年 8 月 10 日まで （2 週間）

※ 新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領（第 2 条関係）別表第 1、第 7 号

措 置 要 件	期 間
7 県発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者、負傷者若しくはその他の事由による休業者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 か月以内

本件についてのお問い合わせ先
監理課建設業室 〔担当〕大越、鎌田
(直通) 025-280-5839 (内線) 3202